

中小企業信用保険法第2条第6項
の規定による認定申請書について

《認定基準》

次の各号に該当すること。

- (イ) 金融取引に支障を来しているもので、金融取引の正常化を図るため、資金調達が必要となっているもの。
- (ロ) 法第2条第6項の規定による経済産業大臣が認める日以降において、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたことによる我が国の中小企業に係る著しい信用の収縮が全国的に生じていることに起因して、原則として最近1か月間の売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月に比して15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して15%以上減少することが見込まれること。

《必要書類》

	書類名	提出部数
①	中小企業信用保険法第2条第6項の規定による認定申請書 ※実印を押印すること	1部
②	中小企業信用保険法第2条第6項の規定による認定申請書の添付書類	1部
③	最近1か月間の売上の確認できる書類(次のいずれかを提出) ●売上台帳(写し) ※日別の売上高を計上して集計してあるもの。または取引日・相手先・取引金額が明記されているものに限る。 ●試算表(写し) ※決算する内容に相違なく、月別経費等まで計上されているもの。月別売上高のみを抜粋したものは不可。	1部
④	対応する前年1か月間の売上の確認できる書類(次のいずれかを提出) ●売上台帳(写し) ※条件は③参照 ●月別損益決算書(写し) ●法人事業概況説明書(写し) ※対象月が前々年決算に係る場合は、前々年分も必要 ●(個人事業者の場合) 青色(白色)申告決算書※収支内訳書含む の(写し)	1部
⑤	③のその後2か月間の売上(実績見込)の確認できる書類 ●試算表(実績見込) など	1部
⑥	対応する前年2か月間の売上の確認できる書類(次のいずれかを提出) ●売上台帳(写し) ※条件は③参照 ●月別損益決算書(写し) ●法人事業概況説明書(写し) ※対象月が前々年決算に係る場合は、前々年分も必要 ●(個人事業者の場合) 青色(白色)申告決算書※収支内訳書含む の(写し)	1部
⑦	法人：商業登記簿謄本(履歴事項全部証明)の写し ※現状を反映し、最近3か月以内のもの	1部
	個人：確定申告書(収支内訳書含む)の(写し) ※直近のもの	1部

※ 上記のほか、金融機関の担当者が代理申請を行う場合は、委任状(任意様式)が必要です。